

一般財団法人短期大学基準協会の概要及び 申請のあった評価事業の概要

短期大学基準協会の概要

- 設立目的
短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ることを目的とする。
- 住所：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 1 1 第 2 星光ビル 6 階
- 設立年月日：平成 6 年 4 月 2 1 日
- 代表者：理事長 関口 修（郡山女子大学短期大学部／理事長・学長）
- 主な事業
 - ① 短期大学の教育活動等についての認証評価の実施
 - ② 短期大学の教育研究水準の向上及び質的充実のための支援
 - ③ 短期大学が行う自己点検評価・相互評価活動の促進及び支援
 - ④ 短期大学に関わる高等教育の調査研究
 - ⑤ 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：大学（短期大学を除く。）
- 評価の周期：7 年以内ごと
- 評価手数料の額（案）
 - （会員の場合）
1 8 0 万円 + 1 学部につき 4 0 万円、1 研究科につき 2 0 万円
 - （非会員の場合）
1 8 0 万円 + 1 学部につき 4 0 万円、1 研究科につき 2 0 万円
+ 7 年分の会費相当額

○ 大学評価基準（案）

評価基準は、大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育活動の継続的な質保証を実現することを支援することを目的として、四つの基準（Ⅰ. ミッションと教育の効果、Ⅱ. 教育課程と学生支援、Ⅲ. 教育資源と財的資源、Ⅳ. リーダーシップとガバナンス）から構成されている。

○ 評価方法（案）

対象大学が作成する自己点検・評価報告書に基づき書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価する。

○ 評価結果（案）

評価は、当該大学の教育研究活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定する。

- ① 4基準に照らして全てが合である場合は「適格」とする。
- ② 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とする。
- ③ 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合または重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とする。
- ④ 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがある。

（参考）これまでの機関別認証評価（大学（短期大学を除く。））の実施状況

①第1サイクル（H16～H22）の受審大学数	<u>721</u> 大学
②第2サイクル（H23～H29）の受審大学数	<u>779</u> 大学
③第3サイクル（H30～）の受審大学数	<u>47</u> 大学
④大学の機関別認証評価を実施している機関	<u>4</u> 機関
（公財）大学基準協会（H16.8.31 認証）	
（独法）大学改革支援・学位授与機構（H17.1.14 認証）	
（公財）日本高等教育評価機構（H17.7.12 認証）	
（一財）大学教育質保証・評価センター（R1.8.21 認証）	